

令和6年度 商店街等モデル創出普及事業<モデル創出事業> 実施商店街応募要領

1. 事業概要

地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な商店街において、生活を支える街として地域コミュニティ機能の推進に資する「地域ニーズ対応」や「デジタル対応力向上」に関する取組みを促進し、商店街活性化のモデルを創出することを目的とする。

2. 支援対象商店街等（応募資格）

自主的な活性化策に取り組むとともに、地域コミュニティ機能の推進に資する、「地域ニーズ対応」や「デジタル対応力向上」に取り組む意欲が高い商店街等組織（※1）

（複数の商店街等組織の連名または商店街等組織と民間事業者（※2）の連名での応募も可能。ただし、連名の場合、連名の事業者を発注先とすることは認められない。）

（令和5年度に本事業又は商店街店舗魅力向上支援事業（観光コンテンツ型）に選定された商店街等組織は除く。）

- ※1 商店街等とは、商店街その他の商業の集積等のこと。
商店街等組織とは、以下のとおり。
- ・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織。
 - ・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- ※2 民間事業者とは以下のとおり。ただし、連名の商店街等組織とこれまでに連携して取組みを行った実績がある事業者に限る。当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- なお、次のいずれかに該当するものを除く。
- (ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業*を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者 *中小企業とは、中小企業基本法第二条でいう中小企業者を指す。
- (イ) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

3. モデル創出数、支援予算額及び条件

(1) モデル創出数：7件程度

(2) 支援予算額：1モデルあたり110万円以内（税込み）※委託料等上限額

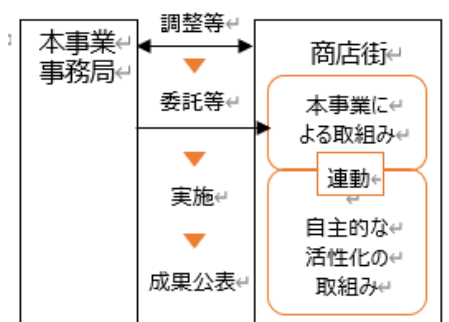
(3) 条件：商店街の自主的な需要喚起の取組みに、地域コミュニティの担い手としての機能を推進するため、「地域ニーズ対応」及び「デジタル対応力向上」の観点をつ加した取組みを実施する場合

*従来から実施されている既存イベントや取組み等に、単に本事業経費を充当することは認められません。

(4) 取組み例：「地域ニーズ対応」や「デジタル対応力向上」の取組み例は左下表及び別添事例イメージのとおり

(5) 事業の流れ：本事業に関する事業の流れは右下図のとおり

| <地域ニーズ対応 想定例> | <デジタル対応力向上 想定例> |
|--|--------------------------------|
| ○身近な商店街での交流・コミュニティ促進による来街促進 | ○左記の取組みにあわせたデジタル活用による利便性向上・効率化 |
| ・子育て・地域交流スペース設置・活用 | ・システム構築、デジタルツール導入、独自アプリ開発支援等 |
| ・エコ商品購入やエコバッグ持参によるエコポイント付与等 | ・店主向けデジタル実践講座と伴走支援による人材育成等 |
| ・多言語対応、多文化交流カフェ運用等による地域の外国人の来街促進等 | ○先進的・実証的なデジタル活用事例 |
| ○学生や若者による持続的な地域商業・雇用活性化 | ・AIカメラでの来街者属性・回遊情報の収集分析 |
| ・チャレンジショップ実施、出店・経営相談、創業支援・コワーキング拠点の運用等 | ・デジタル地域通貨、バーチャル商店街での販売・交流機能整備等 |



(6) 選定後の条件

対象商店街として選定された場合、以下の条件を満たすこと。

- ① 選定された後、契約締結前に、大阪府から本事業を受託した事務局（以下「事務局」という）と実施内容の詳細を調整し承諾を得ること。

（本事業は、事務局と選定された商店街との間で契約を締結し、商店街において事業を実施いただく形式です。

補助金ではありませんので、事業実施においては、契約相手である事務局及び大阪府との調整・承諾のうえ行っており、必要な指示に従っていただくこととなりますのでご留意ください。）

- ② 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- ③ 商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業のPRを掲載するなど、広報に協力すること。
- ④ 事業実施において、事務局の伴走支援を受け入れ、実施状況について事務局に随時報告し承諾を得ること。
事業内容が変更となる場合は事務局に事前に報告し承諾を得ること。
- ⑤ 事務局からの効果検証、アンケート調査、成果普及の取組みなどに協力すること。

4. 応募書類等

(1) 応募書類：商店街等モデル創出普及事業<モデル創出事業>申請書（別添様式）

(2) 提出期限：令和6年5月8日（水）必着

(3) 提出方法：応募書類を郵送により提出

(4) 提出先：下記7記載の事務局

(5) 応募上の留意事項

- ① 応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。
- ② 提出された応募書類一式は返却しません。
- ③ 申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
- ④ 応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- ⑤ 事業実施商店街決定後、事務局と商店街とで契約締結に向け実施内容の詳細について協議します。
事務局との協議が成立しないときは、委託契約を締結しないことがあります。
また、協議に当たり、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- ⑥ 本事業の実施にかかる経費については、令和4年度「がんばろう！商店街事業」募集要領「6. 支援対象経費」を原則準用しますのでご参照ください。
- ⑦ 事務局から商店街等組織への支払いは事業終了後です。ただし、事情があり事業実施前に概算払いを希望される場合は、申請書にその旨を記載ください。実施商店街決定後に個別に協議します。

5. 審査

申請書の内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果を基に大阪府が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類にもとづいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがあります。

なお、別途募集中の「令和6年度 商店街店舗魅力向上支援事業<観光コンテンツ化型>」と重複しての申請は受け付けられません。

【審査内容】

- ・自主的な活性化の取り組み状況について
- ・申請内容について（効果、実効性、継続性等）

選考結果については、5月下旬頃に以下サイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

「令和6年度 商店街等モデル創出普及事業」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/modelhukyu/r6modelhukyu.html>

6. スケジュール

| | | |
|------|---------|---|
| 令和6年 | 4月1日(月) | 応募要領公表 |
| | 5月8日(水) | 応募申請提出締切 <u>(必着)</u> |
| | 5月下旬頃 | 実施商店街決定 本事業事務局と商店街とで実施内容を調整・ブラッシュアップ |
| | 6月上旬以降 | 本事業事務局と商店街とで契約締結及び事業開始 |
| 令和6年 | 12月末頃 | 事業終了・精算 商店街から取組み成果を発表 |

7. 問い合わせ・書類提出先

大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局（10:00～17:00 土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者（株）産経アドス内「大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局」

住所 〒556-0017 大阪市浪速区湊町 2-1-57 難波サンケイビル

メールアドレス irai@mamorou-osaka-shotengai.com

電話番号 06-6636-1036 FAX 番号 06-6636-1489